

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曾川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二
(公印省略)

見積依頼書

- 1 件名 阿木川ダム防災資料館機械警備業務
2 履行場所 岐阜県恵那市東野字花無山2201-57 阿木川ダム防災資料館
3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
4 内容等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 当機構の一般競争(指名競争)参加資格業者のうち役務の提供の業種区分「建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理」の認定を受けており、かつ、営業品目「警備」に登録されていること。
- 3 見積書等
- 1) 様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りません。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2) 提出方法 FAXによる(※FAX番号は、4)に記載された番号)。なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る)による。
- 3) 見積書提出期限 **令和8年3月30日 12:00** まで
- 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 木曾川上流ダム総合管理所
TEL 0573-25-5295 FAX 0573-25-9221
- 5) 担当者 契約担当 中原
- 6) 質問書提出期限 **令和8年3月19日 12:00** まで
※質問の回答については、翌日17:00までにHPに掲載します。
- 7) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年3月31日 12:00 までとします。
- 8) その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 その他
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

仕 様 書

件名 阿木川ダム防災資料館機械警備業務

第1条 適 用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構木曾川上流ダム総合管理所(以下「機構」という。)が施行する「阿木川ダム防災資料館機械警備業務(以下「本業務」という。)」に適用する。

第2条 概 要

本業務は、阿木川ダム防災資料館の機械警備を行うものである。

第3条 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第4条 履行場所

岐阜県恵那市東野字花無山2201-57 阿木川ダム防災資料館

なお、警備の対象となる箇所は別添図に示すとおりとする。

第5条 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。なお、必要な機器等は受注者負担で設置するものとする。

一 防犯サービス

- ・警報機器によって感知される侵入異常の監視及び侵入異常を受信した際における緊急対処、警察機関への通報
- ・異常受信時における緊急要員の急行及び異常の内容の確認ならびに事態の拡大防止のための処置

二 火災監視サービス

- ・警報機器によって感知される火災異常の監視及び火災異常を受信した際における緊急対処、消防機関への通報
- ・異常受信時における緊急要員の急行及び異常の内容の確認ならびに事態の拡大防止のための処置

第6条 業務の履行時間

履行期間における終日とする。

ただし、第5条第一項の業務の履行時間については次のとおりとする。

毎日 17:00から翌8:30 (対象施設の休館日(12月29日～1月3日まで

の期間)は終日とする。)

また、業務の履行にあたり警報機器等の設置が生じる場合、当該機器の設置作業期間は除くものとする。

第7条 鍵の貸与

受注者は業務の履行に必要となる鍵がある場合は機構に貸与を申し出ることとする。鍵の貸与に際して、受注者は預り証を発行するものとする。

第8条 操作キーの貸与

受注者は警報機器等の操作に係る操作キーを機構へ貸与するものとする。

第9条 通信回線に係る費用

業務の履行に必要となる通信料金及び電気料金は機構が負担するものとする。

第10条 機器の撤去等

業務の履行のため設置した警報機器等について、撤去等の必要が生じた場合、それに係る費用は設計変更の対象とする。

第11条 契約内容の変更等

業務期間中に契約内容の変更等が生じた場合は、担当職員と協議の上、決定するものとする。

第12条 疑義に対する協議

この仕様書に定めのない事項又は、疑義が生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

第13条 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業務の施行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入(不当要求または工事妨害)に対し断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告すると共に警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。また、担当職員等とも連絡を密にとり、工程等被害が生じた場合は、協議するものとする。

以 上

位置図

国道257入口

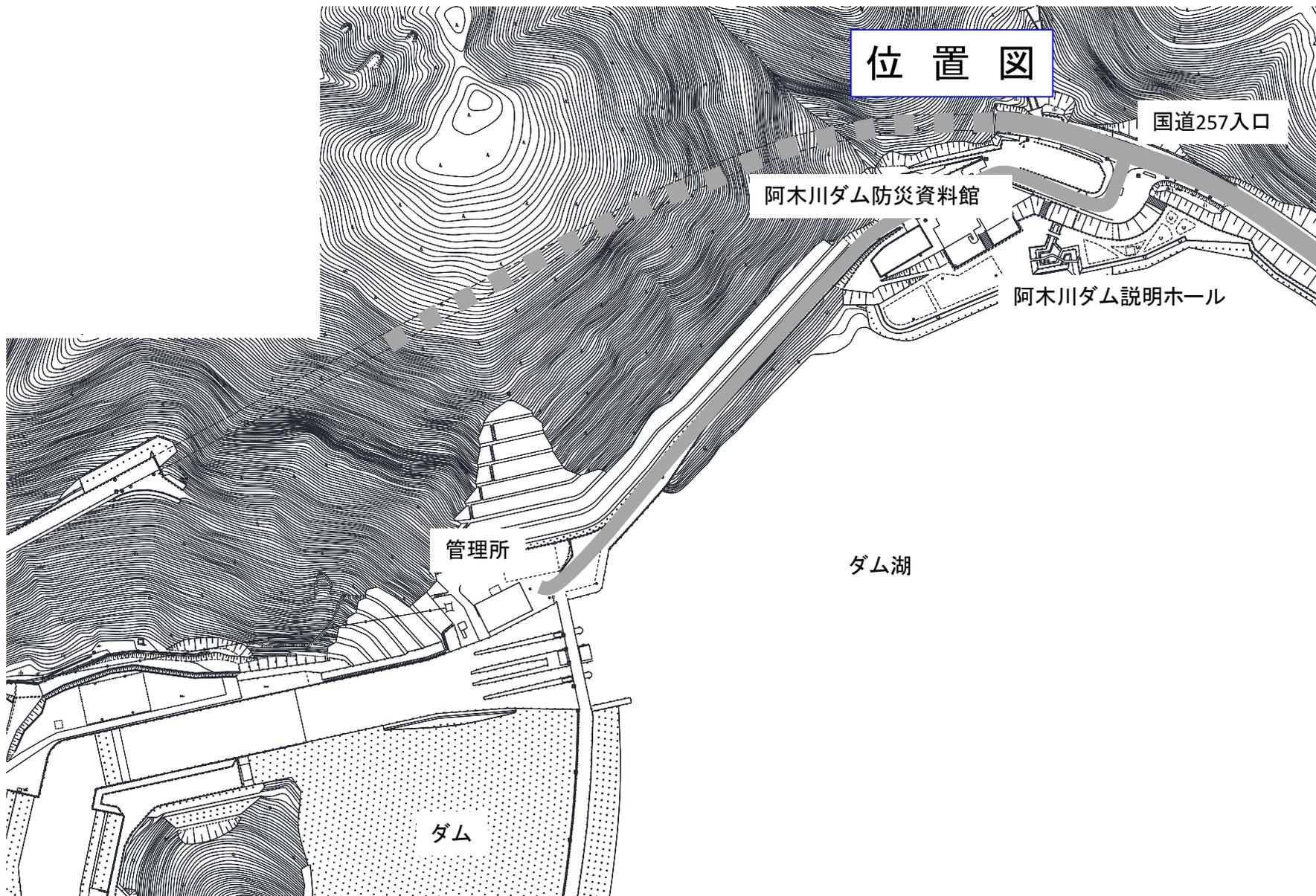
阿木川ダム防災資料館

阿木川ダム説明ホール

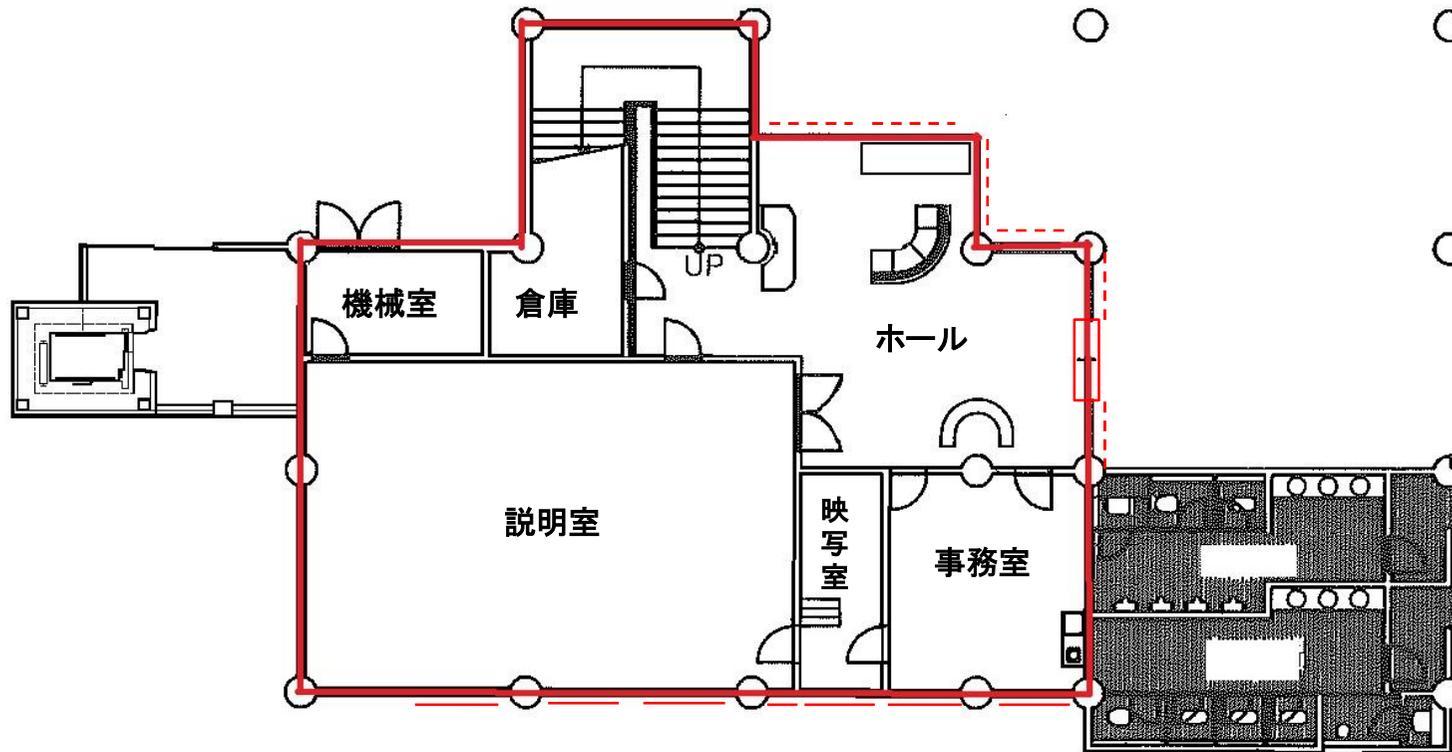
管理所

ダム湖

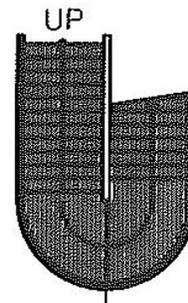
ダム



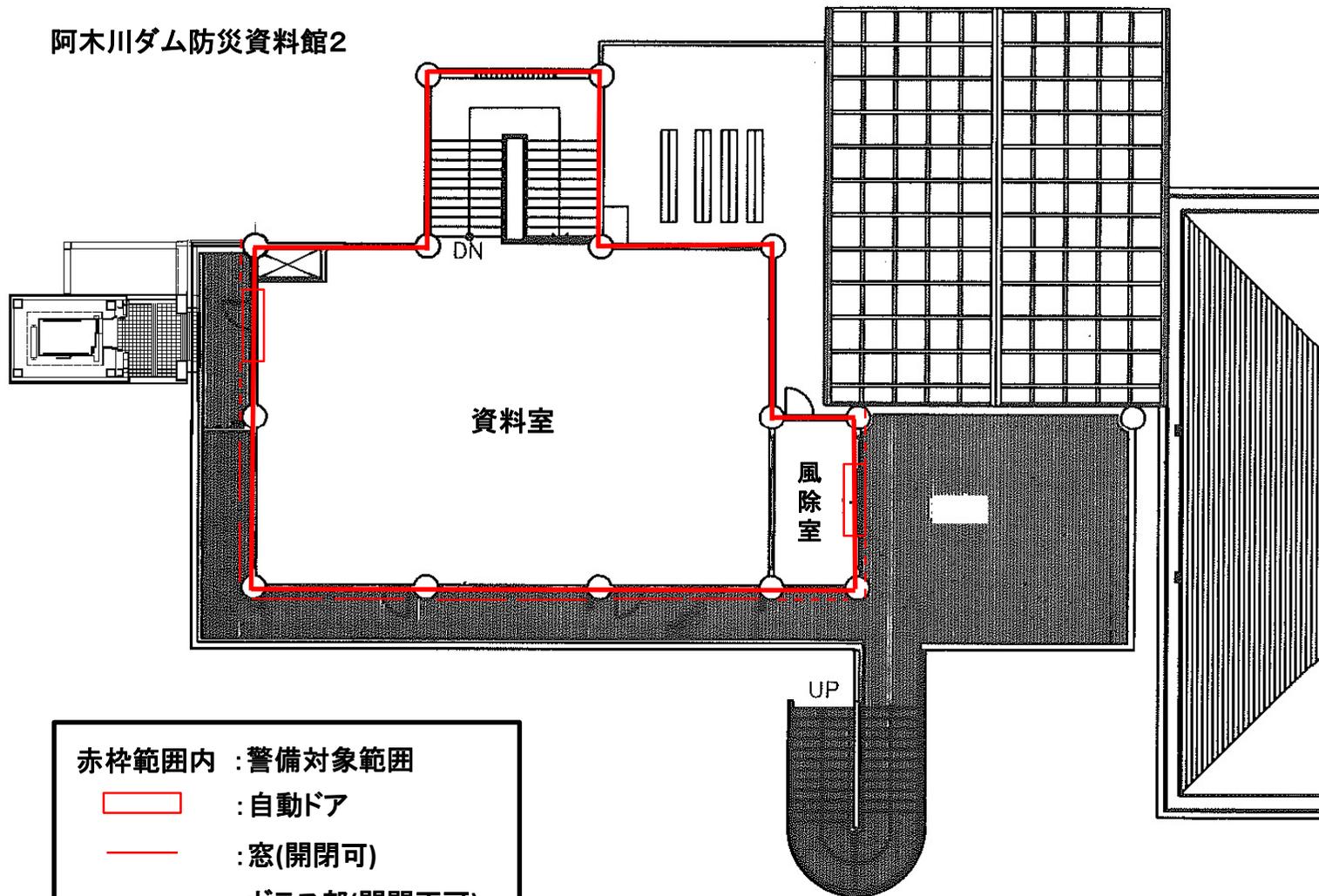
阿木川ダム防災資料館1



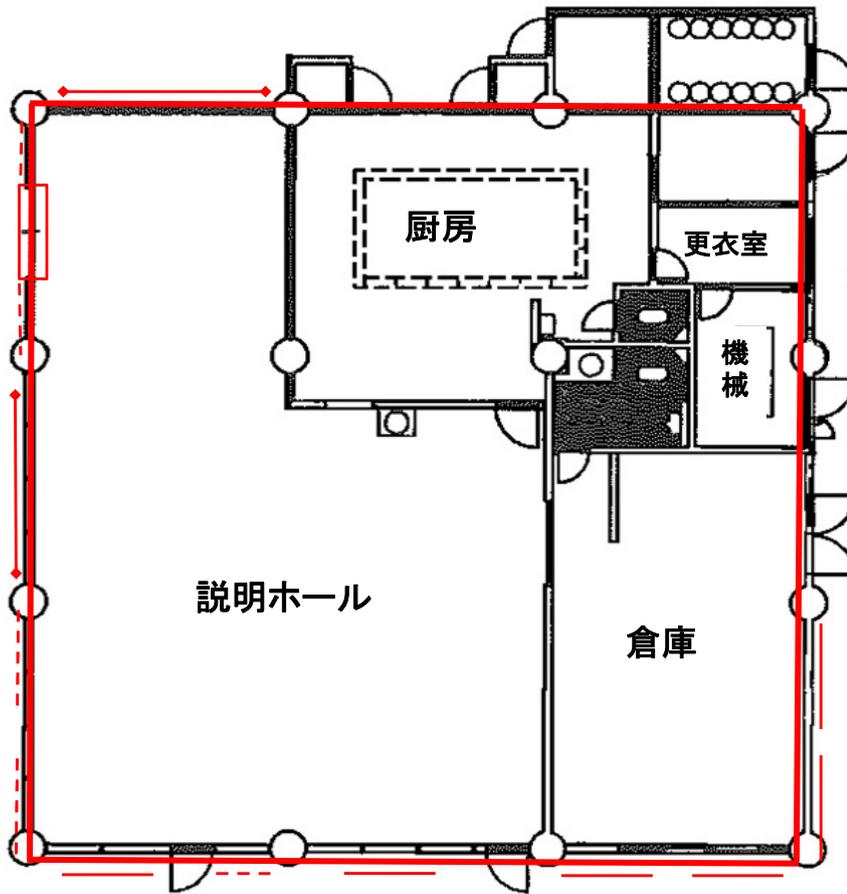
- 赤枠範囲内 : 警備対象範囲
-  : 自動ドア
-  : 窓(開閉可)
-  : ガラス部(開閉不可)



阿木川ダム防災資料館2



別棟 阿木川ダム説明ホ一



赤枠範囲内 : 警備対象範囲



: 自動ドア



: 窓(開閉可)



: ガラス部(開閉不可)



: 壁面上部に窓有り

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曾川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年3月16日に交付された「阿木川ダム防災資料館機械警備業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。